

附属書七 自然人の移動に関する特定の約束

第一部 日本国の特定の約束

A 第七十六条の規定に基づく特定の約束

日本国は、各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるベトナムの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 ベトナムの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するベトナムの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 ベトナムの企業内転勤者

1 次の(a)から(c)までの要件を満たすベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供し、又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b) 当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii) 役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関を管理する活動

(iii) 日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関の一又は二以上の部門を管理する

活動

(iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるものの

注釈 この附属書の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2 1 (c) (iv) 及び (v) に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1 に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって

得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動を行う。

第三節 自由職業サービスに従事するベトナムの自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するベトナムの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。
- (c) 日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記の

サービス

(f) 日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第四節 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術又は知識

を必要とする業務活動に従事するベトナムの自然人

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であつてサービスの提供に係るものに従事するベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2 1 (a)及び(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動と

は、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3 大学教育又はそれ以上の教育を修了していないベトナムの自然人であつて、情報処理技術に関する試験に合格しており、かつ、情報処理に関する技術又は知識を必要とする1(a)に規定する活動に従事するものについては、1(a)の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可される。

4 3に規定する試験は、日本国政府からベトナム政府に通報されるものをいう。

第五節 看護業務に従事するベトナムの自然人

日本国の法令により「看護師」としての資格を有するベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、「看護師」の免許を取得した日から七年が経過するまでの間であれば、更新することができ）る。）、看護業務を行うために入国及び一時的な滞在が許可される。

B 第七十九条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第七十八条の規定に従つて設置される自然人の移動に関する小委員会において、この協定の効

力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、ベトナムの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてベトナムと交渉を開始する。

第二部 ベトナムの特定の約束

注釈 第一節から第四節までの規定に関し、ベトナムの約束は、附属書五のベトナムの特定の約束に係る表に含まれる分野に限られる。

第一節 日本国の短期の商用訪問者

ベトナム国内に源泉のある報酬を得ることなくベトナムに入国し、及び滞在し、かつ、サービス提供者のサービスの販売のための交渉を目的として当該サービス提供者を代表することに関連する活動に従事する日本国の自然人については、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、(i)当該販売が一般公衆に対する直接の販売に当たらず、かつ、(ii)当該自然人が当該サービスの提供に直接従事しないことを条件とする。当該自然人の滞在は、九十日間に限られる。

第二節 日本国の企業内転勤者

1 ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業の経営者及び役員並びに専門家（それぞれ2及び

3に定義するものに限る。以下この1において同じ。）であつて、異動に先立ち少なくとも一年間当該日本国の企業によつて雇用されているものが、一時的に企業内転勤者として当該業務上の拠点に異動する場合には、入国及び当初三年間の一時的な滞在が許可されるものとし、その滞在の期間は、ベトナムにおける当該業務上の拠点の運営の期間の範囲内であることを条件として、更新することができる。この場合において、当該日本国の企業の業務上の拠点における経営者及び役員並びに専門家の総数の少なくとも二十パーセントは、ベトナムの国民であることを条件とする。ただし、一の企業につき少なくとも三人の経営者及び役員並びに専門家については、ベトナムの国民でなくとも入国及び一時的な滞在が許可される。

2 経営者及び役員とは、事業に係る役員会若しくは株主総会又はそれらに相当するものから一般的な監督又は指示のみを受けつつ、ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業の経営についての指示（当該業務上の拠点又はその一部門若しくは部局に対する指示、監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務についての監督又は管理並びに雇用及び解雇を独自に行い、又は雇用、解雇その他の人事に関する事項について勧告を行う権限の保持を含む。）を主として行う者であつて、当該業務上の拠点による実際のサービスの提供に関する業務を直接行わないものをいう。

3 専門家とは、機関において業務を行う自然人であつて、高度の水準の専門的知識を有し、かつ、当該機関のサービス、研究設備、技術又は経営に関する知識を有するものをいう。そのような知識を評価するに当たっては、業務上の拠点に特有の事情に関する知識に加え、特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は貿易に関し、当該自然人が高度の水準の技能又は資格を有しているか否かについても、考慮する。専門家には、許可制の職業に従事する者を含むことができるが、それに限られない。

4 ベトナムの国民によつて代替することができず、かつ、ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業のベトナム国内での活動に参加させるため当該企業によつてベトナム国外において雇用される経営者及び役員並びに専門家（それぞれ2及び3に定義するものに限る。）は、関連する雇用契約上の雇用期間又は三年間のいずれか短い期間（この期間は、当該経営者及び役員並びに専門家と当該業務上の拠点との間の雇用契約上の雇用期間の範囲内であることを条件として、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第三節 ベトナムにある公私の機関との間の契約に基づいて業務活動に従事する日本国の自然人

ベトナム国内に業務上の拠点を有しない日本国の企業の被用者である自然人は、九十日間又は契約期間のいずれか短い期間、入国及び滞在することができる。ただし、次の(a)から(e)までに規定する条件及び要件が適用されることを条件とする。

(a) 当該日本国の企業は、ベトナム国内において業務活動に従事しているベトナムの企業からサービスの提供に関する契約を得ていなければならない。ベトナムの権限のある当局は、当該契約が有効なものであることを保証するために必要な手続を設ける能力を有しなければならない。

(b) 当該自然人は、次の(i)から(iii)までに規定するものを有しなければならない。

(i) 大学の学位又はそれと同等の水準の知識を有することを示す文書であつて、技術に関する資格に係るもの

(ii) 関連する分野における活動を行うためにベトナムの法令に従つて要求される場合には、職業上の資格

(iii) 当該分野における少なくとも五年間の職業経験

(c) 当該サービスの提供に関する契約の対象となる当該自然人の数は、ベトナムの法令及び要件に従つて

決定される人数であつて、当該契約を履行するために必要なものを超えてはならない。

(d) 当該自然人は、ベトナム国内に業務上の拠点を有しない日本国の企業によつて二年以上の期間雇用されており、及びその間前節3に規定する「専門家」の要件を満たしていなければならない。

(e) 当該自然人の入国及び一時的な滞在は、電子計算機サービス及び関連のサービス（CPC八四一―八四五、八四九）並びにエンジニアリング・サービス（CPC八六七二）について認められる。

注釈 この(e)の規定の適用上、「CPC」及びそれに続く番号は、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。

第四節 業務上の拠点の設立に責任を有する日本国の自然人

日本国のサービス提供者である法人の経営者及び役員（第二節2に定義するものに限る。）であつて、当該サービス提供者の業務上の拠点をベトナム国内に設立することに責任を有するものは、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、(i)当該経営者及び役員がサービスの販売又は提供に直接従事せず、(ii)当該サービス提供者が事業の主要な拠点を日本国内に有し、及びベトナム国内に他の業務上の拠点を有しないことを条件とする。当該自然人の滞在は、九十日間に限られる。

第五節 看護業務に従事する日本国の自然人

ベトナムの法令により看護師としての資格を有する日本国の自然人については、当初三年間（ベトナムの関係法令に従って更新することができる。）^一、看護業務を行うために入国及び一時的な滞在が許可される。